

別表第1 届出対象行為

行為の種類		届出対象規模
(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		高さ 10m を超えるもの 又は 建築面積 1,000 m ² を超えるもの
(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	① さく、塀、垣（生垣を除く）、擁壁等	高さ 3m を超えるもの
	② 煙突、排気塔等	高さ 10m を超えるもの
	③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等	
	④ 記念塔、電波塔、物見塔等	
	⑤ 高架水槽、冷却塔等	
⑥ 広告塔、広告板等	高さ 20m を超えるもの	
⑦ 彫像、記念碑等		
⑧ 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		
⑨ 観覧車、メリーゴーランド等の遊戯施設	高さ 10m を超えるもの 又は 築造面積 1,000 m ² を超えるもの	
⑩ アスファルトプラント等の製造施設		
⑪ ガス、石油、穀物等を貯蔵し、又は処理する施設		
⑫ 自動車車庫の用に供する施設		
⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	高さ 4m を超えるもの 又は当該行為の土地の区域面積が 1,000 m ² を超えるもの	
⑭ 再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物		
(3) 都市計画法で規定する開発行為		当該行為の土地の区域面積が 10,000 m ² (1ha) を超えるもの
(4) 地面に彩色を施す行為		当該行為の土地の区域面積が 500 m ² を超えるもの